

TOKIWA ファンタジア 2023

テレビ番組等による情報発信業務委託に係る仕様書

1. 業務名

TOKIWA ファンタジア 2023 テレビ番組等による情報発信業務

2. 業務の目的

令和5年11月26日（日）から令和6年1月8日（月）まで開催予定の「TOKIWA ファンタジア 2023」をテレビCM、パブリシティを中心に、各種媒体を利用し、効果的に発信する。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月9日（金）

4. 業務の内容

本業務の内容は、次に掲げる項目を一括して行い、訴求対象を山口県としてテレビCMやパブリシティを極力複数回放送することで、視聴者の行動意欲をかきたてるものとする。

- (1) イベントのテレビCMは全て受託者の制作とする。シナリオや絵コンテ等を用いてCMのコンセプト、構成、イメージ等を示すこと。
- (2) テレビCMの構成は全15秒とし、3パターン制作すること。（開催前告知、開催中前半、開催中後半）
- (3) KRY、tys、yabの3局においてCMを放送すること。（合計CM放送本数は240本以上とする）
- (4) 生放送、テレビCM、パブリシティを利用した情報発信を最優先とするが、他の広告媒体（ラジオ、新聞、WEB、SNS等）の利用も差し支えない。
- (5) CM放送枠はフリースポットで差し支えないが、視聴率の期待できる番組の放送時間帯にCMを放送する場合は、当該番組について詳細に記入すること。
- (6) イベント開催期間やクリスマス、年末年始等を考慮のうえ、効果的なテレビCM等の放送期間を提案すること。
- (7) 開催前の告知CMは、遅くとも令和5年10月28日（土）から放送開始とすること。

5. 主催者の判断等により TOKIWA ファンタジアの開催が中止となった場合の対応

- (1) 開催の中止決定がCM放送開始前の場合は、本業務を中止する。
- (2) 開催の中止決定がCM放送開始後の場合は、4.(2)のパターンとは別に、イベント中止告知用のCM素材を制作し、これを放送すること。なお、1週間程度のイベント中止告知CMの放送を実施後、本業務は終了とする。
- (3) 前記(1)及び(2)の対応となった場合、市の指示により受託者が既に完了し

た業務に相当する部分に限り、委託料を支払うものとし、詳細は市と受託者の協議によって決定する。

- (4) 市が本業務委託の精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は市から業務中止を決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを市の指定する日時までに提出すること。

6. その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (5) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 市が提供する動画素材を加工し使用すること。
- (9) 本業務により制作される成果物については、その著作権、所有権、その他の一切の権利は市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、意匠に関する権利等については、受託者に帰属するものとする。ただし、この場合、市は、受託者固有の知識、技術、意匠に関する権利等について、本業務の成果物に限り使用できるものとする。成果物は、宇部市が二次使用（HPへの掲載等）できるものとする。
- (10) 各広報媒体での内容は詳細に記入すること。
- (11) 本業務仕様書に定めのない事項については、市と受託者双方が協議するものとする。
- (12) その他疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、実施すること。